

令和２年度進行管理・評価シート
鎌倉市歴史的風致維持向上計画（平成28年1月25日認定）

□進捗評価シート(様式1)

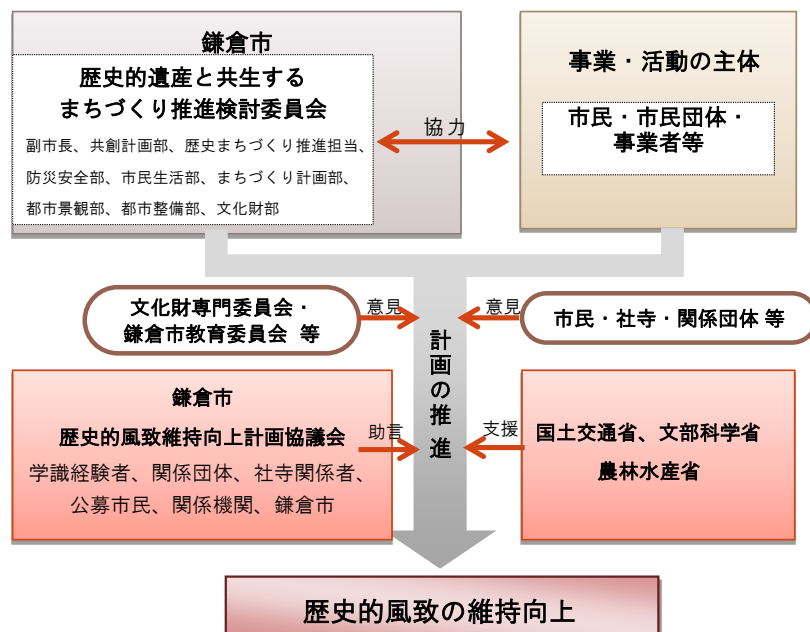
①組織体制(様式1-1)	
1 計画の実現に向けた推進体制	1
②重点区域における良好な景観を形成する施策(様式1-2)	
1 都市計画に関する施策	2
2 景観地区の活用	3
③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式1-3)	
1 景観重要建築物等助成事業	4
2 扇湖山荘庭園防災工事業	5
3 歴史的風致形成建造物保存整備事業	6
4 交通需要マネジメント事業	7
5 北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業	8
6 社寺境内公衆トイレ改修・整備事業	9
7 歩行環境改善事業	10
8 樹林維持管理事業	11
9 緑地維持管理事業	12
10 緑地保全事業	13
11 風致保存会助成事業	14
12 歴史的風土特別保存地区買入れ事業	15
13 発掘調査速報展事業	16
14 出土遺物庁舎内展示事業	17
15 史跡環境整備事業	18
16 文化財保存・修理助成事業	19
17 文化財調査・整備事業	20
18 観光案内板整備事業	21
19 郷土芸能普及啓発支援事業	22
20 御霊会助成事業	23
21 教育情報事業	24
④文化財の保存又は活用に関する事項(様式1-4)	
1 文化財の指定	25
2 文化財の修理(整備事業を含む)及び防災	26
3 文化財の保存・活用の普及及び啓発	27
⑤効果・影響等に関する報道(様式1-5)	
1 鎌倉市指定文化財に3件 ほか	29
⑥その他(効果等)(様式1-6)	
1 日本遺産に関する普及啓発活動	30
2 歴史的遺産と共生するまちづくり(歴史的 風致維持向上計画)の啓発	31
3 計画に位置づけた事業の完了数、整備 箇所数	32

□法定協議会等におけるコメントシート(様式2)	33
-------------------------	----

評価軸①-1
組織体制

		評価対象年度	令和2年度
項目			現在の状況
計画の実現に向けた推進体制			☐実施済 ☒実施中 ☐未着手
計画に記載している内容	計画を推進するためには、特に文化財保護行政とまちづくり行政とが密接に連携していく必要があることから、計画策定段階で設置した庁内の横断的な組織である「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会」を中心に、関連部局との連携体制の強化を図るものとする。また、同じく計画策定段階で組織した「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」についても、定期的に開催し、PDCAサイクルを意識した変更協議や計画実施に係る連携調整機関としての役割を担うこととする。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・令和2年度から歴史まちづくり法に係る事務の所管が歴史まちづくり推進担当から都市景観課に移管され、まちづくりとの連携をより主体的かつ効果的に実施する体制となった。 ・歴史的風致維持向上計画の令和元年度進行管理・評価を議題として、「歴史的風致維持向上計画協議会」を書面会議にて開催した(令和2年4月～同年6月)。 ・歴史的風致維持向上計画の取組状況を議題として、庁内の関係課長等で構成する「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討部会」を書面会議にて開催し、計画に登載した構成事業の進捗状況について情報を共有するとともに、着実な推進に向けて共通の認識を高めた。(令和2年10月) ・歴史的風致維持向上計画の中間評価及び令和2年度進行管理・評価を議題として、「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討部会」及び「歴史的風致維持向上計画協議会」をいずれもオンライン会議にて開催し、計画に登載した構成事業の課題や令和3年度以降の計画の見直しの可能性等について情報を共有した(令和3年1月・3月)。			
実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)			
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない	庁内の横断的な連携をより深めるために設置した、「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会・推進検討部会」を有効に活用し、情報共有と計画に対する共通認識を図りながら、計画に登載した構成事業を着実に推進していく必要がある。		
状況を示す写真や資料等			

○令和2年度の推進体制

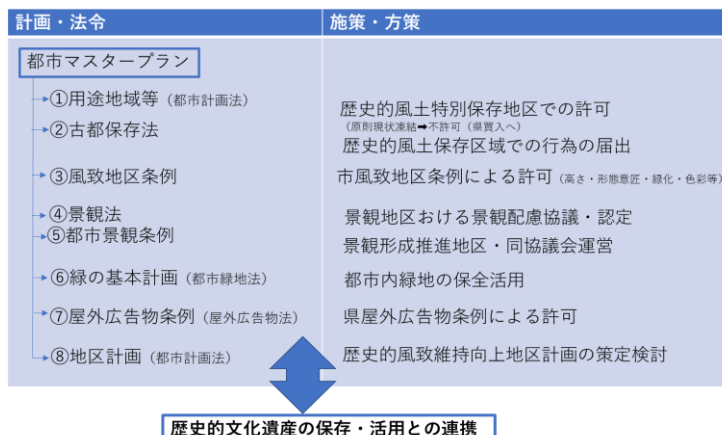


評価軸②-1

重点区域における良好な景観を形成する施策

		評価対象年度	令和2年度
項目			
都市計画に関する施策			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	重点区域を中心に古都保存法や都市計画法、景観法などの様々な制度を活用し、良好な景観の形成に努めてきた。本計画の推進においても、既存制度やこれまでに策定した計画の適正な運用により、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・本市では、歴史的風致の維持向上を図るうえで、古都保存法、風致地区、景観地区などの制度を多面的かつ互いに補完するよう活用している。 ・指定面積 古都保存法:歴史的風土保存区域約982.2ha、うち約573.6haを歴史的風土特別保存地区に指定(市全体の14.5%) 風致地区:約2,194ha(市全体の55.5%)、景観地区:約232.0ha(市全体の5.8%) ・また、別荘文化に由来する歴史的風致を維持向上するため、歴史的風致維持向上地区計画の策定に向けて、関係機関との協議、市都市計画審議会への報告などを令和元年度に引き続き行った。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		・歴史的風致維持向上計画の対象エリアでは、豊かな自然環境や歴史的文化的遺産を継承し、官民連携により、鎌倉の魅力さをさらに高めていく必要がある。 ・重点地区である若宮大路・小町通り周辺においては、建築物等の形態意匠や屋外広告物の色彩・位置などのきめ細かな誘導が必要である。 ・鎌倉のまちは、中世のまちの骨格を今も踏襲しており、自動車交通の抑制策等により、ウォーカブルな都市環境を創造する必要がある。 ・古都保存法により保存されたまちの外郭を縁取る緑(地域制緑地)の適正な維持管理が課題である。 ・歴史的風致維持向上地区計画の策定については、当該地区計画の一部が、土砂災害特別警戒区域の指定予定地として神奈川県から公表されており(令和3年1月現在)、地区計画策定後の建築の実現性も視野に入れながら検討を進めている。	
状況を示す写真や資料等			

◆ 歴史的風致向上計画エリアにおける都市計画



◆ 歴史的風致維持向上地区計画の策定検討

市景観重要建築物等に指定した旧鎌倉加圧ポンプ所を含む一帯で建築物の保存活用を可能とする制限の緩和(歴史的風致維持向上地区計画の策定)を検討。歴史的風致を活かした鎌倉の魅力の向上につながる。

旧鎌倉加圧ポンプ所



【地区計画の概要】

- ・旧鎌倉加圧ポンプ場は昭和9年築で、鎌倉の別荘文化を支えた歴史的建造物で、官民連携により、宿泊施設等として利活用を図り、当時の生活様式や形態の復元などに努めることで、鎌倉の「別荘文化に由来する歴史的風致」の維持向上に寄与する。
- ・歴史的建造物の保存活用を前提とし、地区計画で用途制限の緩和を検討しようとするもの。
- ・建造物の保存のほか、歩行空間の確保や、地区施設となる広場、多目的トイレ整備を計画する。

評価軸②-2

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目	評価対象年度	令和2年度
景観地区の活用		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容 重点区域を中心に古都保存法や都市計画法、景観法などの様々な制度を活用し、良好な景観の形成に努めてきた。本計画の推進においても、既存制度やこれまでに策定した計画の適正な運用により、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・平成29年3月に改定した鎌倉市景観計画に基づき、良好な景観形成のための規制誘導を行った。
 ・重点区域内に位置する鎌倉景観地区及び北鎌倉景観地区内の建築物の建築等に対し、景観形成基準に基づき規制誘導を行った。
 ・神奈川県屋外広告物条例及び鎌倉市景観計画に基づき、良好な景観形成のための規制誘導を行った。
 ・令和元年度に若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインを策定し、令和2年4月から運用を行っている。

【定量的数値】

景観地区内認定件数: 鎌倉景観地区 116件/北鎌倉景観地区 1件(いずれも令和3年(2021年)年3月31日現在)

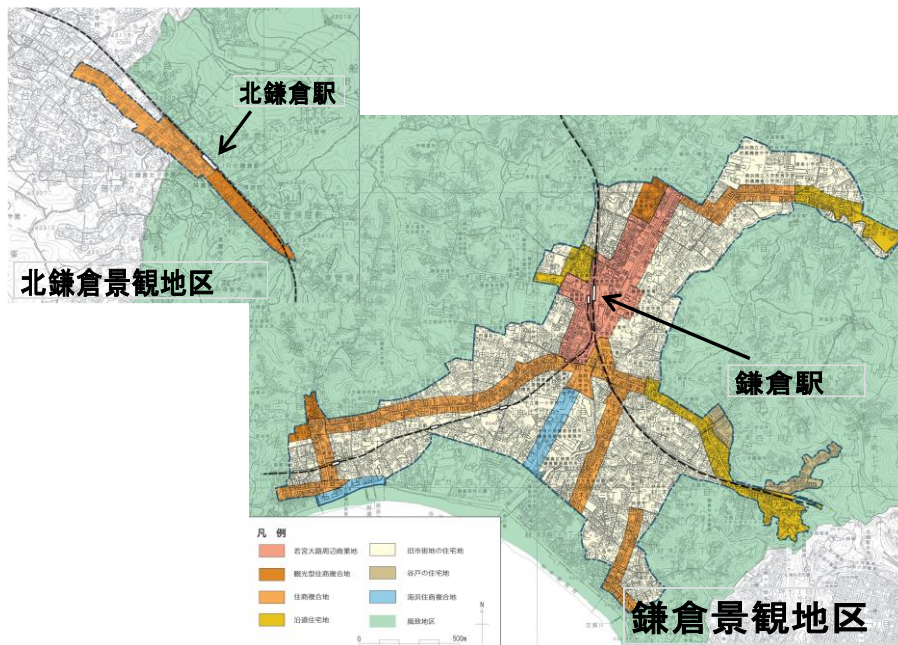
※申請があった全ての建築物の建築等が、協議を経て景観形成基準を満たしたため、計画を認定した。

景観地区の制度を適切に運用することにより、若宮大路・小町通りをはじめとする地域の良好なまち並みや風致景観が保たれている。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	・景観地区では、建築物の高さの最高限度を15m(第一種低層住居専用地域内においては10m)としているが、北鎌倉景観地区の地域住民から、平成21年8月に都市計画提案制度に基づく建築物の最高限度の変更(15m→12m)及び形態意匠の制限を追加する提案を受けた。変更については、地元調整中であるが、都市景観条例に基づく景観協議会がローカルルールとして運用している。 ・若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの運用は、令和2年度(2020年度)から開始した。ガイドラインで景観づくりの方向性とまち並みの作法を提示することで、都市景観条例に基づく景観配慮協議や景観法に基づく認定申請手続きにおいて活用する。 ・屋外広告物に対する規制は、神奈川県屋外広告物条例による運用を行っているが、地域特性を反映した市独自の条例制定に向けた検討を行っているところである。

状況を示す写真や資料等

鎌倉景観地区及び北鎌倉景観地区 位置図



景観地区の概要

- ・鎌倉景観地区及び北鎌倉景観地区において、それぞれ形態意匠の制限を定めている。
- さらに、両景観地区内を7つの地区に区分し、地区ごとに形態意匠の制限(色彩の制限も含む)を定めている。
- ・建築物の高さの最高限度は15m(第一種低層住居専用地域内においては10m)。ただし、この高さ制限を満たしている場合においても、周辺のまち並みに調和しない形態意匠であれば、高さを更に抑える必要がある。
- ・原則として、全ての建築物の建築等について認定申請を要する(ごく小規模な建築物の建築等を除く)。

評価軸③-1

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

		評価対象年度	令和2年度
項目		現在の状況	
景観重要建築物等助成事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成8年度～令和7年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	市景観重要建築物等の保存又は活用のために必要な修繕、又は外観の修景を含めた工事に対する助成金を交付する。		

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・景観重要建築物等助成(令和2年度) 実績3件(令和3年(2021年)3月31日時点)
 都市景観条例に基づき指定している景観重要建築物等について、3件の建築物(石川邸、野尻邸、伊藤邸)の修繕等に対し、計3,349,000円の助成金を交付した。石川邸は風雨被害を受けた軒裏等の緊急修繕を、野尻邸は摩耗の見られた茅葺き屋根の補修工事を、伊藤邸は塗装や屋根材等の外装修繕工事を実施した。
 また、新たに景観重要建築物等1件(猪熊邸(旧武基雄自邸))を追加指定した。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	・景観重要建築物等に指定している建築物等は、いずれも築年数が経過しているため、所有者からの修繕等の相談は多くなっているが、市の財政上、全ての相談に対応するのは難しい状況である。また、台風等の気象災害の激甚化に伴い、緊急修繕の出費が増大している。今後は平成27年に設置した、景観重要建築物等保全基金を有効活用していく。 ・景観重要建築物等保全基金の積立状況(令和2年度:5,583,995円、累計81,658,665円) ・景観重要建築物等保全基金については、寄附金を募るため、パンフレット、ホームページ等を使って周知を図っているほか、ふるさと寄附金制度やホンの気持ち寄附事業の対象とするなどのPRを図っている。

状況を示す写真や資料等

石川邸(旧里見弾邸)
軒裏等修繕



前



後

野尻邸(旧大佛次郎茶亭)
屋根補修



前



後

追加指定した猪熊邸(旧武基雄自邸)



評価軸③-2

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
扇湖山荘庭園防災工事事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成28年度～令和6年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	鎌倉山に所在する扇湖山荘の庭園において、斜面地の崩落を防ぐための工事を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
平成29年度以降、防災工事は実施していない。一方、当該地を含む本市所有の未利用不動産について、平成30年3月に「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」を策定した。また、同月、防災工事未実施箇所のうち1箇所で崖の崩落が発生したため、応急処置を施した。さらに、令和元年9月及び10月には台風により倒木が多く発生し、これらの処理は現時点でも完了していない。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☐ 計画どおり進捗している ☒ 計画どおり進捗していない	「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」に基づき、官民連携及び国の補助制度の活用を視野に入れ、今後、具体的な利活用の検討を進めていく。		
状況を示す写真や資料等			
平成30年3月の崩落 			
令和元年9～10月の台風被害 			

評価軸③-3

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和2年度
項目		現在の状況
歴史的風致形成建造物保存整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成28年度～令和7年度	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	重点区域内に在している歴史的風致形成建造物、その保存活用を図るため、必要に応じて耐震調査や改修設計、内装の修理や外観の修繕を含めた工事等行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・「旧華頂宮邸」を令和3年2月22日付けで歴史的風致形成建造物(第4号)に指定した。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	・「御成小学校旧講堂」については、今後、活用に向けて大規模改修工事の実施を予定している。 ・コロナ禍の影響で予定していた事業の遅延はあるものの、今後も引き続き、歴史的風致形成建造物の指定及び指定した建造物の保存活用に向けた取組を進めていく。	
状況を示す写真や資料等		

御成小学校旧講堂



沿革等: 鎌倉町立御成尋常小学校の講堂として、昭和8年7月26日に上棟、同年10月14日に竣工。
 平成29年6月29日に国登録有形文化財の告示。
 構造規模: 木造平屋、トラス小屋組、床面積688.2㎡

大きな宝形屋根の二つの塔屋をもつ特異な和風の意匠をしている。同一敷地内にある御用邸時代の冠木門とともに、将来に継承していく必要のある今小路通りの顔として建っており、ランドマークとして景観上の重要性が高い建造物である。

旧華頂宮邸



沿革等: 昭和4年春に華頂博信侯爵邸として建てられた洋風住宅。
 平成18年4月1日に市景観重要建築物等に指定、同年11月9日に国登録有形文化財の告示。
 構造規模: 木造3階建・洋小屋組・床面積約578㎡

外観は洋風民家に設けられるハーフティンバースタイル(柱、梁などをそのまま外部に現し、その間の壁を石材、土壁などで充填したもの)で、敷地内の樹木、幾何学式庭園と一体となり、往時の華やかな暮らしを彷彿とさせる建造物である。

評価軸③-4

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和2年度
項目		現在の状況
交通需要マネジメント事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成13年度～令和7年度

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 休日を中心とした交通渋滞の緩和を図るため、交通需要マネジメント(TDM=Transportation Demand Management)施策を実施する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

- ・平成27年度（仮称）鎌倉ロードプライシングの検討に特化した鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会を開催しシステムや法制度に関して議論を開始した。
- ・平成28年度 平成8年度以来の鎌倉地域の交通実態調査を実施し、現在の鎌倉地域の交通量などを調査した。鎌倉市交通計画検討委員会では20の施策中の歩行者尊重道路について検討を進めた。
- ・平成29年度 平成28年度に実施した鎌倉地域の交通実態調査を基に（仮称）鎌倉ロードプライシングの交通シミュレーションを実施し、導入効果を検証した。また、鎌倉市交通計画検討委員会で歩行者尊重道路として9路線を指定し、車両の速度抑制策としてハンプの設置について検討を進めた。
- ・平成30年度（仮称）鎌倉ロードプライシングの導入を目指すにあたり、意見交換会及びシンポジウム等を開催し、市民・事業者等に対して周知活動を行った。歩行者尊重道路の小町大路について、地元住民と協議し車両の速度抑制策について検討を進めた。
- ・令和元年度（仮称）鎌倉ロードプライシングの導入にあたっての法的課題や技術的課題の解決について、さらなる支援を要望するための要望書を国土交通省に提出した。
- ・令和2年度 令和元年度の要望書を受け、（仮称）鎌倉ロードプライシングの導入にあたっての法的課題や技術的課題の解決に向けた検討を国土交通省と連携して行っており、現行法での制度面等の課題について、スーパーシティの枠組みの中で規制改革も視野に入れ、具体的な検討を開始した。また、ロードプライシングの検討と並行して、交通環境の改善を図るための短期的な渋滞対策に関しても併せて検討を行った。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

☐ 計画どおり進捗している
☒ 計画どおり進捗していない

国土交通省では、令和2年1月の当市からの要望を受け、課金技術や手法とともに、交通シミュレーションに基づく収支モデルの検討など、ロードプライシング実施に向けて制度面・技術面での課題解決に向けた検討を行っている。

新型コロナウイルスの影響等により、交通環境に変化が生じてはいるものの、主要交差点では依然として渋滞が発生しており、中世からの都市構造を維持し、道路の新設や拡幅などが困難な当市の状況を踏まえると、(仮称)鎌倉ロードプライシングが鎌倉の渋滞解消を実現するための最も有効な政策であることには変わらないことから、引き続き、国土交通省の協力を受けながら、(仮称)鎌倉ロードプライシングの実現に向け、取組を進めていく。

状況を示す写真や資料等

令和2年度の検討委員会等の取組状況

主な検討項目	鎌倉市交通計画 検討委員会	鎌倉市交通計画 検討委員会・専門部会	鎌倉市交通計画検討委員会 特別委員会・常務会	国土交通省の 実証協議会	歩行者専用道路の 整備に向けた検討
【主な検討項目】	第15回 (平成30年11月30日)			第3回鎌倉エリア観光 渋滞対策実証協議会 (平成31年1月31日)	
ii. (仮称)鎌倉ロードブ ライジング	《(仮称)鎌倉ロードブライジングの周知活動》 ○オープンハウス(平成30年12月25日～平成31年3月末) ○関係者との意見交換会(商工業者、鎌倉地区自治組織連合会) ○シンポジウム(平成31年1月27日)			・鎌倉地域の交通状況について。 ・新たなICT・AI技術の活用につ いて。 ・光ビーコンを活用した交通流動分析。 ・(仮称)鎌倉ロードブライジングの周知 活動について。	第3回ワークショップ (平成31年3月26日) ・臨海計画に対する意見交換。
I.20の施策等	平成31年度 (令和元年度)				
・パークアンドライド	《(仮称)鎌倉ロードブライジングの関係機関への相談》 ○鎌倉の法的な根拠(法務省)。 ○ナンバープレートの照会等(国土交通省自動車局)。 ○ ii (軽自動車検査協会)。		第3回 特別委員会 (令和2年1月8日) ・鎌倉地域の交通状況。 ・臨時点のロードブライジングの検討 状況等。 ・今後の進め方。 国土交通省への支援要請 (令和2年1月15日 市長が要望書提出)。	連携 ・基礎データ収集のための 社会実験の実施。 ・データの解析。	・関係機関協議 ・路面標示の工夫によるド ライバーの行動変容を促 す検討。
・歩行者専用道路 等	令和2年度				
	第16回 (令和3年3月下旬予定) (報告) ・(仮称)鎌倉ロードブライジング について。 ・その他の施策等について。				社会実験 (令和3年1月～3月) ・ポラードの設置、交差点着色。 ・立体的に見える路面標示。
					地元調整会議 (令和3年3月予定) ・社会実験の結果等について。

評価軸③-5

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業			☐ 実施済 ☐ 実施中 ☒ 未着手
事業期間	平成29年度～令和4年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	JR北鎌倉駅に近接する第三鎌倉道路切から建長寺前までの県道21号沿いの民有地を整備し、快適な歩行空間の確保を図る。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
令和2年度は地元や関係機関との協議及び事業着手に至らなかった。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☐ 計画どおり進捗している ☒ 計画どおり進捗していない	県道21号は、都市計画道路として既成済みとなっているため神奈川県では整備の予定がない旨の回答を得ている。また、道路に面した土地所有者から協力を得ることができていないことから、当面沿道で開発等が計画された場合、土地の提供をお願いするなどの対応を図っていく。		
状況を示す写真や資料等			

評価軸③-6

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

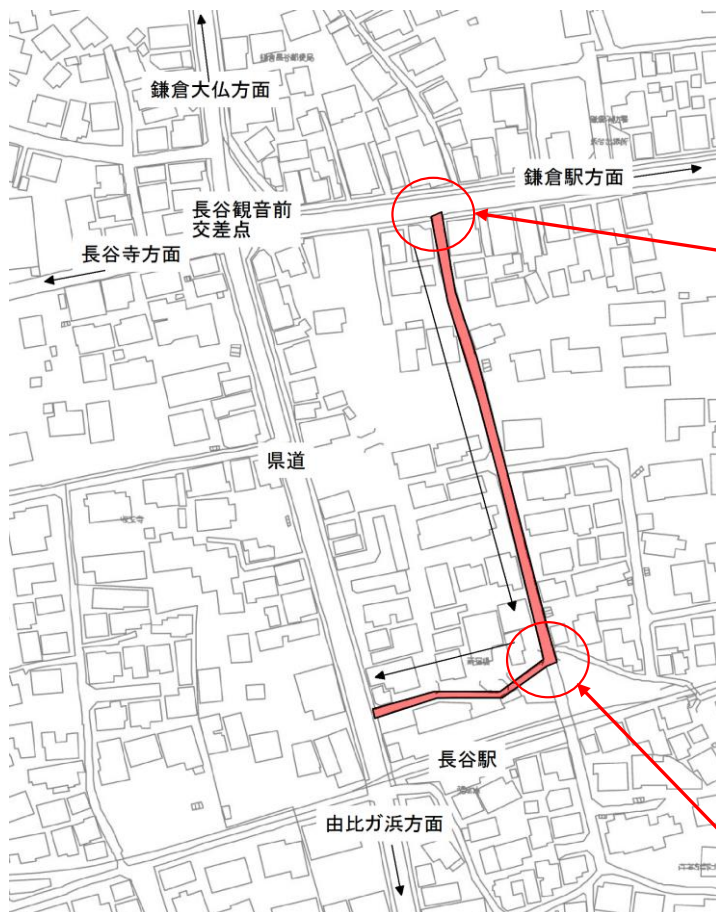
		評価対象年度	令和2年度
項目			
社寺境内公衆トイレ改修・整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	昭和39年度～令和4年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	老朽化の進んでいる社寺境内等の公衆トイレについて、ユニバーサルデザイン化と機能改善を図るための改修・整備を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・令和元年度に江ノ島電鉄(株)により極楽寺駅に公衆トイレが新築され、市が予定していた極楽寺公衆トイレの改修計画は廃止となった。 ・覚園寺公衆トイレについては、改修計画を延期し、令和7年度に設計、令和8年度に改修工事を実施する。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☐ 計画どおり進捗している ☒ 計画どおり進捗していない	公衆トイレの改修や整備は多額な費用を要することから、コロナ禍の影響もあり、市の単独事業として実施することが困難な状況である。そのため、覚園寺公衆トイレの設計及び改修工事についても、令和6年度時点で補助金等の財政支援制度の活用が確定されない場合は、実施が困難となる可能性がある。		
状況を示す写真や資料等			
◆本覚寺公衆トイレ改修工事（平成30年度実施）  本覚寺公衆トイレ  本覚寺公衆トイレ			

評価軸③-7

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

		評価対象年度	令和2年度
項目		現在の状況	
歩行環境改善事業		☐実施済 ☒実施中 ☐未着手	
事業期間	平成28年度～令和7年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	年間を通じ多くの観光客が訪れる場所において、周辺道路の美装化等を行うことにより、歩行者の誘導・通行量の分散を図り、歩道の混雑軽減に努める。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
本事業は、周辺地域の居住環境を大きく変更することとなるため、地元町内会等と十分調整を図る必要があるなか、現在神奈川県が都市計画道路長谷常盤線の事業化に向け、地元町内会等と調整を開始していることから、県の動向を見据えつつ事業を実施することになる。			
進捗状況	※計画年次との対応		
実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)			
☐計画どおり進捗している ☒計画どおり進捗していない		本事業を実施した場合、騒音やゴミ問題などの問題が新たに顕在化する可能性があり、慎重に進める必要がある。現在、神奈川県が都市計画道路の整備に合わせ、地元町内会等と調整を開始していることから、その動向を見据え可能な対応を図りたいと考えている。	

状況を示す写真や資料等



評価軸③-8

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度

令和2年度

項目

現在の状況

樹林維持管理事業

☐実施済
☒実施中
☐未着手

事業期間 昭和63年度～令和7年度

支援事業名 市単独事業

計画に記載
している内容

歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等の良好な環境を守るため、該当地域を6分割し、毎年1地区を対象として、所有者に代わり樹木の枝払い等を実施する。

【実施内容】

①自然林 山際の樹木が家屋に直接触れている部分及び家屋を被っている部分の枝払い、家屋や通行上で直接被害を受ける、又は危険を感じるとされる倒木や枯損木の伐採

②人工林 人工的に植栽された樹木で、ある程度まとまりがある箇所の間伐や枝打ち等（自然林に係る事業を実施した後の予算の範囲内で実施）

定性的・定量的評価（自由記述） ※定量的評価は可能な範囲で

樹林管理事業の令和2年度実施数量 ・枝払い120本 ・伐採 8本

（樹林管理の「取扱い基準」に基づく現地調査の結果で優先度A・B・Cのランク付けを行い、平成2年度は取扱い基準に適合するもの全てを対象に事業を実施した。）

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針（自由記述）

☒計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

・本事業は該当地区を毎年1地区ずつ6年1サイクルで実施していたが、平成29年度から毎年2地区ずつ3年1サイクルに見直しを行った。

・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から1地区の実施となった。

状況を示す写真や資料等

【令和2年度実績】

[枝払い120本、伐採8本の合計128本、灌木伐採835㎡] 令和2年度は、浄明寺・十二所地区で実施 対象者:203件(未着172)のうち申請者:31件 実 施:26件 未実施:基準の対象外:5件

【令和元年度実績】

[枝払い300本、伐採54本の合計354本、灌木伐採268㎡] 令和元年度は、山ノ内・今泉地区及び八幡宮地区で実施 対象者:671件(未着80)のうち申請者:109件 実 施:88件 未実施:基準の対象外:21件

【施工前】



【施工後】



評価軸③-9

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和2年度
項目		現在の状況
緑地維持管理事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和56年度～令和7年度

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 市が所有する緑地において、傾斜木や枯損木などの危険木、隣接地への越境樹木がある場合、事前の伐採等を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

緑地維持管理事業の令和2年度実施数量

- ・除草・灌木伐採等:浄明寺緑地 外84緑地において延べ面積164,883㎡
- ・伐採・枝払い:98本の樹木、3,150本の竹について伐採・枝払いを行った。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	従前どおりの要望や通報に基づく対応のほか、令和元年度以降は平成30年度に策定した「緑地維持管理計画」に基づいて防災対策の視点に立った取組を進める。

状況を示す写真や資料等

【緑地維持管理事業 現場写真】

【施工前】



【施工後】



評価軸③-10

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和2年度																																																				
項目		現在の状況																																																				
緑地保全事業		☐実施済 ☒実施中 ☐未着手																																																				
事業期間	昭和47年度～令和7年度																																																					
支援事業名	市単独事業																																																					
計画に記載している内容	美観上優れた樹木、樹林、生け垣を指定し、所有者に対し、適切な管理に係る奨励金を交付する。また、市街化区域に所在する緑地の保全を図るため、土地所有者と緑地保全契約を締結し、奨励金を交付する。																																																					
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で																																																						
令和元年度: 樹木等の指定、緑地の契約を継続し、奨励金を交付した。 令和2年度: 樹木等の指定、緑地の契約を継続し、新たな樹木等の指定及び奨励金を交付した(実績は下表のとおり)。																																																						
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)																																																					
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない	斜面の樹林の管理が行き届かない緑地が多く、長年放置されたことで樹木が大きく成長し、豪雨時に倒木やがけ崩れが発生する危険性がある民有地の適正管理が課題となっている。今後、緑の基本計画の改訂の中で、緑地の維持管理に対する施策の検討を行っていく。																																																					
状況を示す写真や資料等																																																						
令和2年度 指定／契約状況及び奨励金交付状況 ・保存樹木(1本または1株につき年額1,800円) ・保存樹林(100平方メートルにつき年額530円) ・保存生け垣(片側の面積10平方メートルにつき年額860円) <table><thead><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和2年度末指定状況</th><th colspan="3">令和2年度末奨励金支出状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>本数・面積</th><th>件数</th><th>本数・面積</th><th>奨励金の金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>樹木</td><td>65件</td><td>325本</td><td>57件</td><td>297本</td><td>534,600円</td></tr><tr><td>樹林</td><td>180件</td><td>2,374,464.24㎡</td><td>154件</td><td>2,177,867.52㎡</td><td>11,499,410円</td></tr><tr><td>生け垣</td><td>105件</td><td>9,152.44㎡</td><td>91件</td><td>8,193.76㎡</td><td>676,820円</td></tr><tr><td>合計</td><td>302件</td><td>-</td><td>264件</td><td>-</td><td>12,710,830円</td></tr></tbody></table> ※奨励金を辞退された方等を含むため、指定状況とは異なります。 ※樹木、樹林、生け垣を重複して指定している方がいるため、件数の合計は各項目の合計と一致しません。 ・緑地保全契約 (固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に相当する額 並びに現状維持に対する手当での助成金として1平方メートル当たり13円を乗じて得た額の合計額) <table><thead><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和2年度末契約状況</th><th colspan="3">令和2年度末奨励金支出状況</th></tr><tr><th>件数</th><th>面積</th><th>件数</th><th>面積</th><th>奨励金の金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>緑地保全契約</td><td>117件</td><td>517,503.38㎡</td><td>115件</td><td>514,628.38㎡</td><td>8,015,720円</td></tr></tbody></table> ※奨励金を辞退された方等を含むため、契約状況とは異なります。 ※年度内に契約変更等があったため、契約状況とは異なります。  風致地区に位置するサンゴジュの保存生け垣(笹目町)			項目	令和2年度末指定状況		令和2年度末奨励金支出状況			件数	本数・面積	件数	本数・面積	奨励金の金額	樹木	65件	325本	57件	297本	534,600円	樹林	180件	2,374,464.24㎡	154件	2,177,867.52㎡	11,499,410円	生け垣	105件	9,152.44㎡	91件	8,193.76㎡	676,820円	合計	302件	-	264件	-	12,710,830円	項目	令和2年度末契約状況		令和2年度末奨励金支出状況			件数	面積	件数	面積	奨励金の金額	緑地保全契約	117件	517,503.38㎡	115件	514,628.38㎡	8,015,720円
項目	令和2年度末指定状況			令和2年度末奨励金支出状況																																																		
	件数	本数・面積	件数	本数・面積	奨励金の金額																																																	
樹木	65件	325本	57件	297本	534,600円																																																	
樹林	180件	2,374,464.24㎡	154件	2,177,867.52㎡	11,499,410円																																																	
生け垣	105件	9,152.44㎡	91件	8,193.76㎡	676,820円																																																	
合計	302件	-	264件	-	12,710,830円																																																	
項目	令和2年度末契約状況		令和2年度末奨励金支出状況																																																			
	件数	面積	件数	面積	奨励金の金額																																																	
緑地保全契約	117件	517,503.38㎡	115件	514,628.38㎡	8,015,720円																																																	

評価軸③-11

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和2年度
項目		現在の状況
風致保存会助成事業		☐実施済 ☒実施中 ☐未着手
事業期間	昭和58年度～令和7年度	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	歴史的風致の維持向上に深く関わっている鎌倉風致保存会の運営に対し補助金を交付する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
鎌倉の歴史的景観と豊かな自然環境を後世に伝えるために活動している(公財)鎌倉風致保存会の組織の充実を図り、自主的運営の強化を図るため、運営費として9,844(千円)の補助金を交付した。		
進捗状況	※計画年次との対応	
実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない		

状況を示す写真や資料等



鎌倉風致保存会が取得し事務所として活用している
坂井家住宅洋館



鎌倉風致保存会による史跡保存管理活動
【鎌倉市指定史跡内藤家墓地(光明寺)】



鎌倉風致保存会による緑地維持管理活動
【国指定史跡建長寺境内内回春院】



鎌倉風致保存会による緑地維持管理活動
【国指定史跡鶴岡八幡宮旧境内内御谷地区】

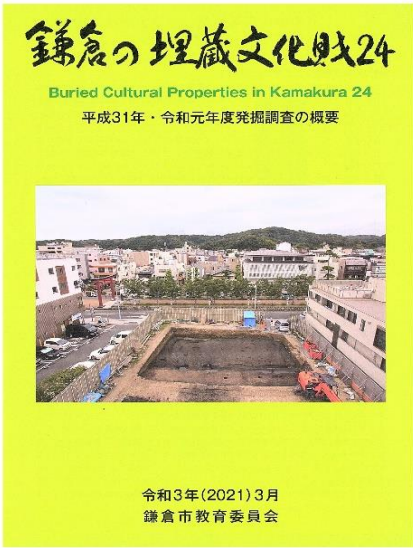
評価軸③-12

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
歴史的風土特別保存地区買入れ事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和42年度～令和7年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(古都保存・緑地保全等事業)		
計画に記載している内容	歴史的風土特別保存地区内において、土地所有者が建築物その他の工作物の新築等の行為の許可を受けることができず、土地利用に著しい支障をきたすため、土地所有者から土地を買入れるべき旨の申出があった場合、買入れを行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
古都保存法に規定する行為許可基準を満たさないため不許可となった行為のうち、土地所有者からその土地を買入れるべき旨の申出を受けた1件4筆(3,929.72㎡)について買入れが行われた。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	神奈川県は、土地所有者からの買入れ申出に基づき、予算上可能な範囲内で対応を図る方針である。		
状況を示す写真や資料等			
<令和2年度に買入れた土地> 瑞泉寺歴史的風土特別保存地区 鎌倉市今泉地内 1件			
			

評価軸③-13

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
発掘調査速報展事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成25年度～令和7年度		
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金(地域の特色ある埋蔵文化財活用事業)		
計画に記載している内容	前年度に市内で行われた発掘調査について、出土した遺物や調査中の写真などの展示を行うとともに、遺跡調査研究発表会を開催する。また、「鎌倉の埋蔵文化財」として調査の概要を冊子にまとめ、無償配布する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、遺跡調査速報展及び遺跡調査研究発表会の開催を見合わせた。平成31年度・令和元年度実施の発掘調査成果を写真で紹介する『鎌倉の埋蔵文化財24』を刊行した。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している※ ☐ 計画どおり進捗していない ※令和2年度はやむを得ず開催を見合わせたが、令和3年度以降も継続して実施する予定のため。		各事業について、感染症対策を踏まえた普及啓発事業を検討する必要がある。	
状況を示す写真や資料等			
【参考】 ・令和元年度の遺跡調査速報展の様子 (会場 深沢学習センター 第2集会室)		【『鎌倉の埋蔵文化財24』】 ・令和3年3月刊行	
			

評価軸③-14

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
出土遺物庁舎内展示事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成27年度～令和7年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	市内の発掘調査において出土した遺物を市庁舎内に展示する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
常設展示 ・展示資料数 常設:25点 ・展示替え8回(遺物8回) ・令和3年2月に展示場所を4階執務室前から1階ロビーに移設			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	・展示替えの回数を増やし、より多くの遺物を展示できるよう工夫する。		
状況を示す写真や資料等			

【庁内展示】

- ・開催期間 通年
- ・展示場所 鎌倉市役所4階文化財課カウンター横

【庁内展示の様子】



評価軸③-15

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

		評価対象年度	令和2年度
項目		現在の状況	
史跡環境整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	昭和37年度～令和7年度		
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金(文化財保存事業)		
計画に記載している内容	市内に点在する国指定の史跡について適切な保存管理と公開活用を行うため、防災工事、危険木の伐採、歩行路の確保、史跡説明板等の設置などを行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
史跡大町釈迦堂口遺跡の安全対策工事に着工する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和3年度以降に着工することとなった。市が管理する史跡指定地の草刈りや危険木の伐採処理など、日常的な維持管理を行うとともに、暫定的な整備、公開手法の検討を進めた。また、令和元年の台風15号及び19号の被害を受けた史跡の復旧を進めた。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		史跡数が多く、範囲が広いため、全ての史跡で万全な公開及び維持管理を行うのは困難であるが、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーと協働により史跡の管理を行うとともに、鎌倉市史跡整備アドバイザー会議において、暫定的な整備、公開や管理手法の検討を進めていく。	
状況を示す写真や資料等			



史跡大町釈迦堂口遺跡

評価軸③-16

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
文化財保存・修理助成事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和36年度～令和7年度		
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金(文化財保存事業)		
計画に記載している内容	国・県・市の指定を受けている文化財(建造物)のうち、修理が必要なものについて修理費用の助成を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・国指定重要文化財「光明寺本堂」の保存修理事業を実施した(令和元年度～令和10年度)。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	(光明寺本堂) 年に1回程度、文化庁担当官による現地指導を実施し、事業の進捗状況などを確認している。		
状況を示す写真や資料等			
			
一部解体工事、素屋根設置工事等を実施(光明寺本堂)			

評価軸③-17

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和2年度
項目	現在の状況	
文化財調査・整備事業	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	昭和47年度～令和7年度	
支援事業名	市単独事業(昭和47年度～令和7年度) 国宝重要文化財等保存整備費補助金(文化財保存事業)(昭和59年度～令和7年度)	
計画に記載している内容	市指定文化財の管理者に対して文化財の適正な管理に係る補助金を交付する。また、発掘調査の実施や埋蔵文化財の記録保存を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
【市指定文化財保存管理補助金】 ・交付対象市指定文化財件数 194件 ・所有者等 72名、総額2,435,000円 【発掘調査】 ・調査件数 5件 【報告書刊行】 ・遺跡数 12件(平成23年～令和元年実施分) ・発行数 300部(第1・2分冊各)		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	管理補助金の交付対象となる市指定文化財については、定期的に所在の確認と把握を行い、状況の把握につとめる。	
状況を示す写真や資料等		
【発掘調査】 ・若宮大路周辺遺跡群の発掘調査において発見された遺構 		
・佐助ヶ谷遺跡の発掘調査において発見された遺構 		

評価軸③-18

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

		評価対象年度	令和2年度
項目		現在の状況	
観光案内板整備事業		☐実施済 ☒実施中 ☐未着手	
事業期間	昭和39年度～令和7年度		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	歴史的遺産の周辺等来訪者多い場所において、歴史的遺産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を実施する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
等覚寺に設置している名所揭示板について、破損及び多言語化のため既存揭示板の撤去と新規設置を行う。 源氏山公園に設置している地区案内板について、破損のため、既存揭示板の撤去新規設置を行う。 江ノ電腰越駅に設置している地区案内板について、視認性向上のため、既存揭示板の撤去新規設置を行う。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない		車両等による破損の対応。(通報がないもの)	

状況を示す写真や資料等

源氏山公園



等覚寺



江ノ電腰越駅



評価軸③-19

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
郷土芸能普及啓発支援事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和45年度～令和7年度

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 関係団体との協働により、郷土芸能の普及啓発の場である鎌倉郷土芸能大会を開催する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郷土芸能大会は開催を見送ったが、鎌倉市郷土芸能保存協会の各加盟団体における後継者育成のため、育成費を交付した。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している※ ☐ 計画どおり進捗していない ※令和2年度はやむを得ず開催を見送ったが、令和3年度以降も継続して実施する予定のため。	感染症拡大防止を図りながら普及啓発を行う方法を模索する必要がある。

状況を示す写真や資料等

(参考)鎌倉市郷土芸能保存協会加盟団体(写真は令和元年度の鎌倉郷土芸能大会)



木遣唄(鎌倉鳶職組合木遣保存会)



はやし獅子(小袋谷囃子会)

評価軸③-20

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和2年度
御霊会助成事業		現在の状況 ☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和51年度～令和7年度

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 面掛行列の実施、実施に必要な衣装・用具の保存や維持管理、行事の担い手の育成を図っている御霊会へ補助金を交付する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

面掛行列を実施している御霊会に対し、60,000円の補助金を交付することで、歴史・伝統を活かした地域づくりの推進と、地域に伝わる伝統行事の継承活動への支援を図った。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画どおり進捗している
□計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

補助金活用実績: 伝統行事である面掛行列の継承のため、使用する道具類の保全(楽器修理(太鼓の皮張替え))に補助金を活用した。

(参考)面掛行列の様子(令和2年度は中止)



面掛行列ルート図

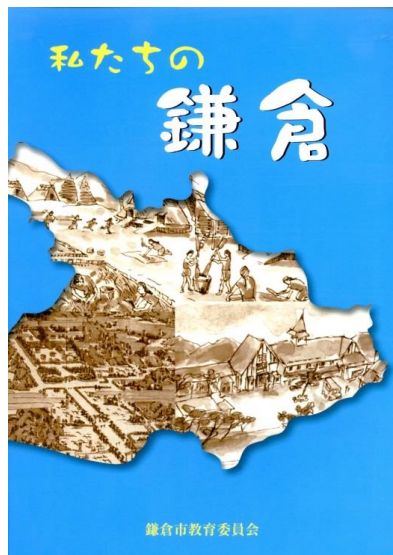


評価軸③-21

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和2年度
項目	現在の状況	
教育情報事業	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	昭和57年度～令和7年度	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	市内の小・中学校の郷土学習の資料として学習資料を作成し、配付する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
令和2年度は小学校社会科学習資料「かまくら」の改訂作業を行った。毎年度、「私たちの鎌倉」を中学校1年生に、「かまくら」を小学校3年生に配付している。子どもたちが地域の歴史を学び、固有の文化や伝統行事を次世代に継承する意識の醸成を図ることができた。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		

状況を示す写真や資料等



鎌倉市教育委員会

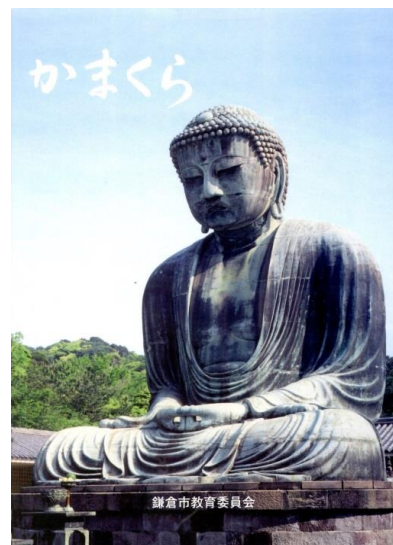
禅宗を中心とした
仏教美術

禅宗様の建築物

鎌倉で現存する唯一
の禅宗様(唐様)の建
造物が、円覚寺の舍利殿(開山の塔頭正
統院の昭堂)で現在国宝に指定されている。もこしをつけた重層の
建物で石壇の上に立ち、上層は入母屋造¹になっていて、棧唐戸
や美しいアーチ形の曲線をもつ花頭窓など典型的な禅宗様の代表的
な木造建築物である。これまで創建当時の鎌倉時代のものと考えら
れていたが、その後の調査研究の結果、現在の建物は永禄6年(1563
年)の円覚寺大火後、尼五山²第1位の太平寺仏殿を移築したも
のとなり、現在の舍利殿が、室町時代の初期(15世紀はじめ頃)
のものであることが明らかになってきた。これは鎌倉の寺院の中で
最も古い建築物である。室町時代の建造物といわれていた建長寺西
米庵昭堂は江戸時代初期のものとなってきたので、室町時代の寺
院の建物で、鎌倉に現存するのは舍利殿だけであるといえよう。



中学校社会科学習資料
「私たちの鎌倉」
(内容抜粋)



鎌倉市教育委員会

3. 文化財を守る

■ 勉強すること

● 鎌倉の文化財を守り続けるために、
どのような努力がされてきたのか。

鎌倉のおもな文化財



円覚寺舍利殿(国宝)



円覚寺の梵鐘(国宝)



長谷の大仏(国宝)

鶴岡八幡宮大鳥居(一の鳥居)
(国指定文化財)旧石井家住宅(鶴岡寺内)
(国指定文化財)蘭魔王坐像(円応寺)
(国指定文化財)

小学校社会科学習資料
「かまくら」
(内容抜粋)

評価軸④-1

文化財の保存又は活用に関する事項

項目		評価対象年度	令和2年度
			現在の状況
文化財の指定			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	未指定の物件については、計画的・継続的な調査研究を進め、それらの学術的、歴史的及び芸術的等の価値を確定させるとともに、特に保存と活用の措置を講じる必要性等を見極めながら、順次指定等を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
令和2年度は、新指定の文化財として「古文書 紙本淡彩 報国寺境内絵図」について、令和2年10月6日開催の鎌倉市文化財専門委員会へ諮問し、令和2年12月22日に指定の答申を受け、令和3年2月3日付け教育委員会告示により、市指定文化財に指定した(予定)。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		指定と並行して、文化財の状況を見極め、適切な保護措置を講じていく。	
状況を示す写真や資料等			



古文書 紙本淡彩 報国寺境内絵図

評価軸④-2

文化財の保存又は活用に関する事項

項目		評価対象年度	令和2年度
		現在の状況	
文化財の修理(整備事業を含む)及び防災		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
計画に記載している内容	市は引き続き、国及び神奈川県と連携し、指導・助言及び修理等に係る助成を計画的に行い、指定文化財等の適切な保存を図る。 文化財の保存・活用に向け、防災・防犯に取り組んでいく。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・国指定重要文化財「光明寺本堂」、県指定重要文化財「覚園寺本堂(薬師堂)」等の保存修理事業を実施した。 ・国指定史跡「浄光明寺境内・冷泉為相墓」の整備事業を実施した。 ・令和元年の台風で被害を受けた史跡の復旧工事を実施した。 ・文化財を風水害、地震、火災等の災害から守ることを目的に設立された。「鎌倉文化財防災連絡協議会」への補助を行って、文化財の防災・防犯に寄与している。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない			

状況を示す写真や資料等



国指定重要文化財 光明寺本堂



県指定重要文化財 覚園寺本堂(薬師堂)

評価軸④-3

文化財の保存又は活用に関する事項

項目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
文化財の保存・活用の普及及び啓発			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	文化財の活用を図ることは、市の目指す「住み続けたい、住んでみたい、訪れたい」まちづくりの一端を担うこととなり、所有者の意向を踏まえながら、引き続き積極的な公開活用を図る必要がある。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・出土遺物について、庁舎内で常設展示を行った。 ・例年行っている遺跡調査速報展及び遺跡調査研究発表会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施しなかった。 ・令和元年度実施の発掘調査成果を写真で紹介する「鎌倉の埋蔵文化財24」を刊行した。 ・例年行っている「文化財めぐり」は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施しなかった。 ・鎌倉歴史文化交流館において、鎌倉の出土品や古文書、中国陶磁等に関する企画展を4回開催した。 ・鎌倉国宝館において、鎌倉の文化財や工芸品等に関する特別展を7回開催した。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		出土遺物の庁舎内展示では、展示替えの回数を増やし、より多くの遺物が展示できるように工夫する。感染症拡大防止に配慮した展覧会の開催方法、参加者・入館者を増やすための効果的なPR方法を検討する。	
状況を示す写真や資料等			

○庁内展示の様子





「鎌倉歴史文化交流館」企画展の様子

- ・企画展「中国陶磁 青磁・白磁への憧れ」
令和2年(2020年)1月25日(土)～7月25日(土)
新型コロナウイルス感染症の影響で2月28日から6月7日まで閉館
- ・企画展「掘り出された鎌倉の名品ーMaster piece Collection 2020ー」
令和2年(2020年)8月8日(土)～令和2年(2020年)11月28日(土)
- ・企画展「戦国時代の鎌倉 -もとの都に成てこそみめ-」
令和2年(2020年)12月5日(土)～令和3年(2021年)2月13日
- ・企画展「まじないの世界ー鬼をもって鬼を制すー」
令和3年(2021年)3月6日(土)～令和3年(2021年)4月19日



「鎌倉国宝館」特別展の様子

- ・令和2年6月15日(月)～7月10日(金) 特集陳列「美術の中の動物たち」
- ・令和2年7月18日(土)～8月23日(日) 特集陳列「鎌倉の工芸」
- ・令和2年8月29日(土)～10月4日(日) 特別展「国宝 鶴岡八幡宮古神宝」
- ・令和2年10月10日(土)～11月29日(日) 特別展「仏像入門ーくらべてみよう！姿と形ー」
- ・令和3年1月5日(火)～2月14日(日) 特別展「北斎と肉筆浮世絵の美ー氏家浮世絵コレクションー」
- ・令和3年2月20日(土)～3月14日(日) 特別展「ひな人形 ～雅な春の訪れ～」
- ・令和3年3月20日(土)～3月31日(水) 特別展「鎌倉の至宝」

評価軸⑤-1

効果・影響等に関する報道

報道等タイトル		評価対象年度	令和2年度
年月日		掲載紙等	
鎌倉歴史文化交流館の開館状況と企画展「中国陶磁」の告知(歴史文化交流館)		2020年6月26日	J:COM湘南・鎌倉
鎌倉にペーパークラフト人形の工房を開いた宮本昌城氏のよく訪れる場所として紹介(歴史文化交流館)		2020年8月1日	テレビ朝日
「頼朝・武家の都『鎌倉』をひらく」(歴史文化交流館)		2020年8月5日	NHK
八幡宮に伝わる古神宝(国宝館)		2020年9月4日	タウンニュース
仏像の姿比べて楽しむ(国宝館)		2020年10月9日	タウンニュース
秋の鎌倉でアート&カルチャー探索「鎌倉歴史文化交流館」(歴史文化交流館)		2020年10月29日	旅うららガイドMAP編集局
企画展「戦国時代の鎌倉」の告知(歴史文化交流館)		2020年12月13日	読売新聞
葛飾北斎らの「肉筆浮世絵」が一堂に(国宝館)		2021年1月22日	タウンニュース
「鎌倉幕府「後」の歩み 市内で企画展 復興への意気込み伝える」(歴史文化交流館)		2021年1月26日	東京新聞
北斎と肉筆浮世絵の美(国宝館)		2021年1月29日	神奈川新聞
古今おめかし おひなさま 江戸期中心 調度類など50点(国宝館)		2021年2月23日	朝日新聞

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

- ・歴史的風致維持向上計画を含めた「歴史的遺産と共生するまちづくり」の取組に関連する新聞報道がされた。
 - ・また、鎌倉市の情報が新聞、雑誌などメディア各種に多数紹介された。
- 新聞掲載件数：H27:2,050件、H28:1,733件、H29:1,705件、H30:1,768件、R1:1,778件、R2:2,537件(R3.3月末まで)

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

- 計画の進捗に影響あり
 ■計画の進捗に影響なし

状況を示す写真や資料等

▼「仏像の姿比べて楽しむ」(タウンニュース)

鎌倉市指定文化財「地蔵菩薩坐像(浄智寺蔵)」

11月23日を除く月曜日と24日(火)休館。時間は午前9時から午後4時

▼「戦国時代の鎌倉—もとの都に成てこそみめ—」(カナロコ)

鎌倉市指定文化財「北条氏康書状」(建礼門神社蔵)

【2021年1月22日紙面掲載】

戦国時代に鎌倉周辺を治めた後北条氏や鎌倉で暮らした人々が、現代につながる鎌倉の町の礎を築いた様子を、玉縄城跡(岡市城跡)の出土品や古文書など41点を通して紹介している。

源頼朝が幕府を開いて以降、一大都市として栄えた鎌倉は、室町幕府が築かれた後も東国を管轄する鎌倉府が置かれ、政治の中心地としての役割を果たした。だが、鎌倉府が崩

項目		評価対象年度	令和2年度
日本遺産に関する普及啓発活動			
計画に記載している内容	鎌倉市の維持及び向上すべき歴史的風致(全般)		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付			
「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」をベースに作成した、鎌倉の歴史・文化・伝統を語るストーリー『「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～』が日本遺産として平成28年度に認定されたことを受け、その普及啓発活動を行った。 ・日本遺産ブックレットの配布数 日本語版:99,800部 英語版40,000部(令和3年3月31日までの累計) ・日本遺産「いざ、鎌倉」映像のYoutube動画視聴回数(日本語、日本語字幕付きの英語、英語字幕付きの英語の計3種類) 12,917回(令和3年3月31日までの累計) ・日本遺産「いざ、鎌倉」情報紹介コーナーでの情報発信			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画の進捗に影響あり ☐ 計画の進捗に影響なし	新型コロナウイルス感染症拡大によってイベントの中止が相次いでおり、積極的な情報発信が難しい。		
状況を示す写真や資料等			
○日本遺産「いざ、鎌倉」の動画公開 (Youtube「鎌倉市公式チャンネル」)  「いざ、鎌倉」 (ダイジェスト版: 日本語、英語)  坐禅 (禅でひもとく鎌倉の美: 日本語、英語)  流鏝馬神事 (武士でたどる鎌倉の歴史)  鎌倉文学館 (文学) ○日本遺産「いざ、鎌倉」情報紹介コーナーの設置(鶴岡八幡宮柳原休憩所) 			

評価軸⑥-2
その他(効果等)

項目		評価対象年度	令和2年度
歴史的遺産と共生するまちづくり(歴史的風致維持向上計画)の啓発			
計画に記載している内容	特になし		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付			
鎌倉市が目指す将来都市像の実現に向け、「歴史的遺産と共生するまちづくり」の推進を考え方の一つとして、その具体的な取組について啓発を行った。また、鎌倉の歴史や文化の魅力をさらに発信するツールとして平成29年度に開設したツイッターにおいて、令和2年度も積極的な情報発信を行った。 ・鎌倉国宝館の展覧会:入館者数 延べ16,010人(令和2年4月～令和3年3月末) ・鎌倉歴史文化交流館の展覧会:入館者数 延べ7,531人(令和2年4月～令和3年3月末) ・ツイッター実績:ツイート数1,026件／フォロワー数2,021件(令和3年3月末までの累計)			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☐ 計画の進捗に影響あり ☒ 計画の進捗に影響なし			
状況を示す写真や資料等			

○鎌倉国宝館のイベント



○鎌倉歴史文化交流館のイベント



○ツイッター



評価軸⑥-3

その他(効果等)

評価対象年度 令和2年度(事業完了)

項目

計画に位置づけた事業の完了数、整備箇所数

計画に記載 している内容	・古都保存法施行50周年記念事業 ・(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備事業 ・史跡永福寺跡環境整備事業 ・鎌倉彫振興事業所整備事業
-----------------	---

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

・古都保存法施行50周年記念事業では、歴史的風土の大切さを多くの方々とともに考え共有し、緑豊かな自然環境と一体となった良好な市街地景観を次世代へ継承する意識の醸成が図られたことから、歴史的風致の維持向上に寄与した。(平成28年度完了事業)

・歴史的風致の維持向上に係る啓発活動の拠点施設として、平成29年5月15日に「鎌倉歴史文化交流館」の名称で会館した。(平成28年度完了事業)

・史跡永福寺跡について、発掘調査の成果等を十分に反映した復元整備を行い、広く一般に公開することによって、学校教育や生涯学習の場となり、鎌倉の歴史を認識する上での重要な拠点施設となったことから、歴史的風致の維持向上に寄与した。(平成29年度完了事業)

・鎌倉彫振興事業所整備事業では、利用者の利便性向上に向け、建物の耐震工事や内部の段差解消を実施することにより、伝統的工芸品である鎌倉彫の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知する拠点施設としての機能が整備され、歴史的風致の維持向上に寄与した。(平成29年度完了事業)

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画の進捗に影響あり
□計画の進捗に影響なし

史跡永福寺跡については、利用者の利便性向上を図るため、公衆トイレ等便益施設の設置に向けた取組を進めていく。

状況を示す写真や資料等

○古都保存法施行50周年記念誌



○鎌倉歴史文化交流館



建物外観

○史跡永福寺跡



展望台から二階堂・薬師堂の基壇を望む

○鎌倉彫資料館



建物外観

法定協議会等におけるコメント

(様式2)

評価対象年度	令和2年度
・法定協議会等におけるコメント	
コメントが出された会議等の名称: 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会	
会議等の開催日時: 令和3年1月29日、3月18日	
(コメントの概要)	
(1)発掘調査速報展事業、郷土芸能普及啓発支援事業など、コロナ禍で開催を見合わせた事業でも「計画通り進捗している」と記載があるが、全体的な整合性が保てるよう整理してほしい。 (2)「計画通り進捗していない」と評価した事業(扇湖山荘庭園防災工事事業、交通需要マネジメント事業、北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業、社寺境内公衆トイレ改修・整備事業、歩行環境改善事業)について、北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業及び歩行環境改善事業は中間評価を見据えて見直しを考えているということだが、残りの3事業はどのような対応を考えているのか。 (3)交通需要マネジメント事業については、国が進めるスーパーシティに名乗りを挙げて規制緩和を受けていこうとする取組も行っており、できれば内容に盛り込んでほしい。 (4)歴まち計画を策定したときに事業計画を作成し、それを市の行政計画の総合計画及び実施計画に位置付けをしていると思うが、実施計画自体の見直しによって事業計画を変更しているものもあり、それを「計画どおり進んでいない」という評価をするのか、もしくはこの計画自体を見直していくという選択肢もあるので、検討した方がよい。 (5)5年目の中間評価での見直しの中で、例えば市の実施計画との関係で事業の実現の可能性が低くなってしまう場合や、新たに取り組んでいくべき事業がある場合には、計画から削除するあるいは追加することによってよい。	
(今後の対応方針)	
(1)コロナ禍で予定通り開催できなかったものの、事業自体がなくなったものではないため、「計画通り進捗している」と記載した。記載の整合性が保てるよう記述を整理する。 (2)「計画通り進捗していない」事業については、コロナの影響等で予算措置ができていないことが一番の原因である。今後、国の支援制度を活用し、計画を進めたいと考えているが、10年間の計画期間で実施が難しい事業については第2期以降の期間延長によって対応したいと考えている。 (3)次の内容を追記する。「現行法での制度面等の課題について、スーパーシティの枠組みの中で規制改革も視野に入れ、具体的な検討を開始した。」 (4)(5)令和2年度の中間評価において計画の見直しの大きな枠組みを定め、令和3年度に事業内容の見直しや事業の追加、重点化等について検討する。コロナの影響等もあり、今後も財政的に厳しい状況が継続すると思われ、歴まち計画の構成事業の目標設定や追加についても段階的かつ柔軟性を持って対応していく必要があると考えている。	